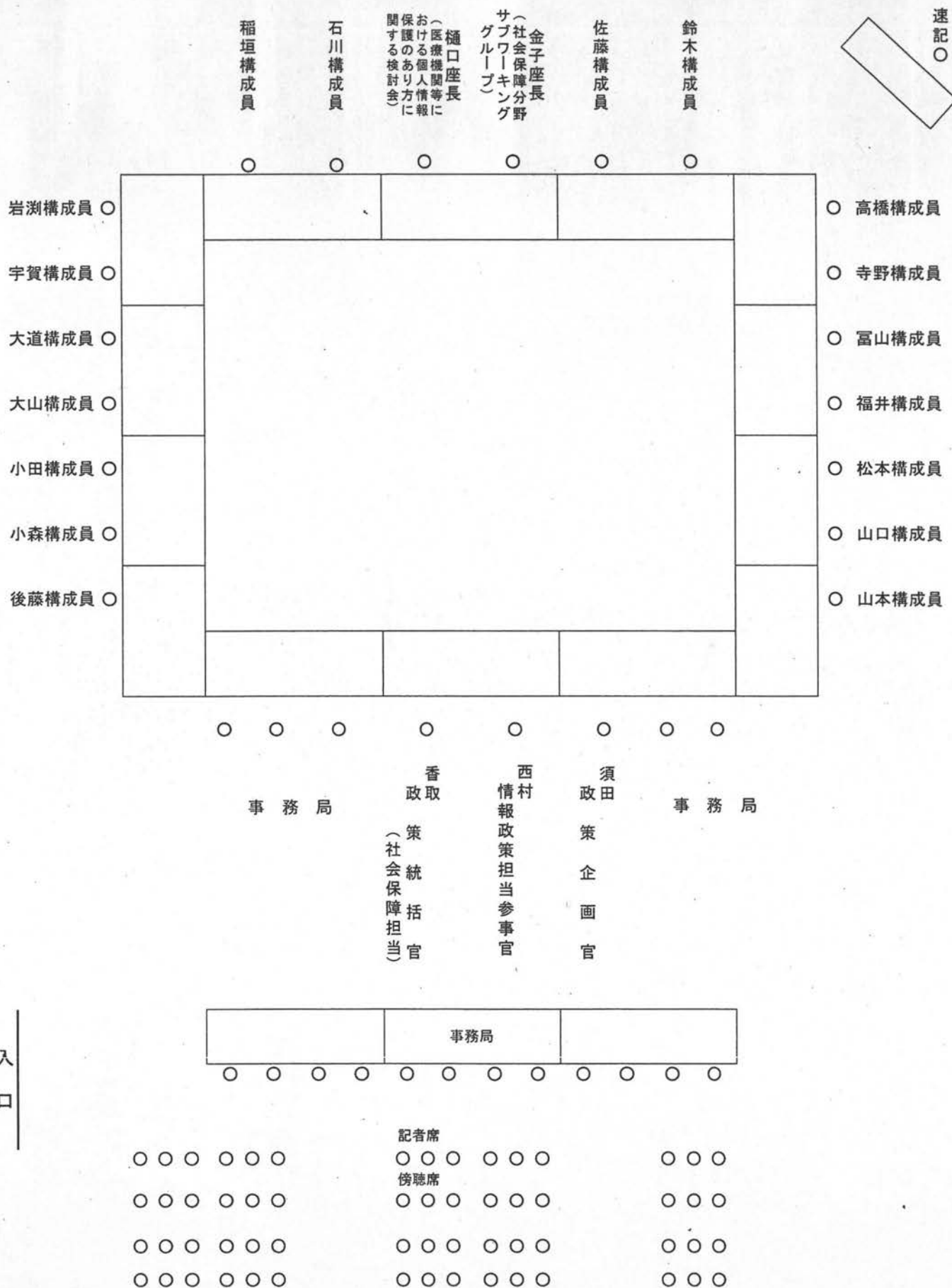


社会保障サブワーキンググループ・医療機関等における 個人情報保護のあり方に関する検討会 合同開催（第1回） 座席表

日時：平成24年4月12日（木）
10:00～12:00

場所：中央合同庁舎第5号館12階
専用第15・16会議室



社会保障サブワーキンググループ・
医療機関等における個人情報保護のあり方に関する検討会
合同開催（第1回）

議 事 次 第

平成24年4月12日（木）
10:00～12:00
中央合同庁舎第5号館12階
専用15・16会議室

1. 開 会

挨拶

2. 議 事

- （1）医療等分野の個別法の検討について
- （2）論点及びフリーディスカッション
- （3）今後の検討の進め方について
- （4）その他

3. 閉 会

【資料】

資料1 「社会保障サブワーキンググループ」及び「医療機関等における個人情報保護のあり方に関する検討会」の合同開催について

資料2 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律案」関係資料

- 2-1 社会保障・税番号制度の概要
- 2-2 社会保障・税番号制度の導入に向けたロードマップ
- 2-3 社会保障・税番号大綱（抄）
- 2-4 医療等分野における番号制度の活用例

資料3 医療等分野の個人情報保護関係資料

- 3-1 個人情報保護法が求める分野別の措置
- 3-2 個人情報保護法成立時における附帯決議（抄）
- 3-3 個人情報の保護に関する基本方針（抄）
- 3-4 医療機関等における個人情報の保護に係る当面の取組について

資料4 医療等分野の個別法の検討にあたっての論点案

資料5 今後の検討の進め方について（案）

（参考資料）医療等分野における個人情報保護関係のガイドライン・指針等

「社会保障分野サブワーキンググループ」及び 「医療機関等における個人情報保護のあり方に関する検討会」 の合同開催について

1 趣旨

- 現在、政府で検討している社会保障・税番号制度は、行政機関等の法定手続を対象としており、医療機関等の間の情報連携は対象としていない。
- 他方で、医療等のサービスの充実や質の向上は国民生活の充実に直結するものであり、医療機関等の関係機関間での地域連携や、公衆衛生・医療水準の向上に資する医学研究等が推進されるような情報連携のためには、相当の長期にわたり個人を識別できる基盤が望まれる。
- 医療等分野については、一般的に機微性の高いといわれる情報を扱うことになるため、極度に個人の識別性が向上した状況下では、現行の個人情報保護法で十分な措置といえるか疑義が生じるところである。
- このため医療等分野について、厳格な情報保護措置を図るため医療等分野に閉じつつも、必要な利活用が適切に行えるようにするため、個人情報保護法第6条の委任により医療等分野における特段の措置について検討を行い、情報の利活用と保護に関する法制の整備を目指す。

【参考】個人情報保護法（平成一五年法律第五十七号）

（法制上の措置等）

第六条 政府は、個人情報の性質及び利用方法にかんがみ、個人の権利利益の一層の保護を図るため特にその適正な取扱いの厳格な実施を確保する必要がある個人情報について、保護のための格別の措置が講じられるよう必要な法制上の措置その他の措置を講ずるものとする。

2 スケジュール

- 番号制度については、24年通常国会に法案が提出されている。医療等分野の個別法については、24年4月から検討を開始し、25年通常国会への提出を目指す。

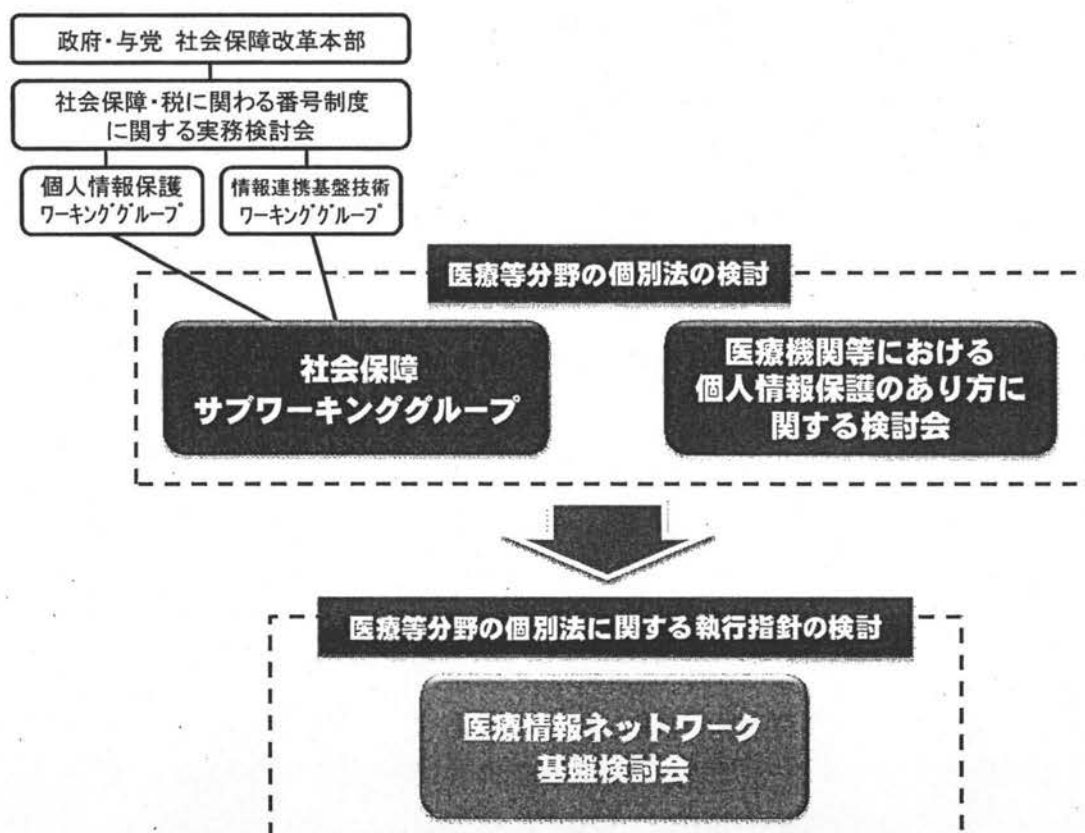
3 検討体制

- 個人情報保護法成立後、衆参両院における附帯決議を踏まえ、厚生労働省に設置された「医療機関等における個人情報保護のあり方に関する検討会」において、医療等分野における個別法の必要性及びその他の措置のあり方が検討され、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」が策定されている。

※ 平成16年当時においては、個人情報保護法の全面施行に際し、ガイドラインにおける措置に加えて個別法がなければ十分な保護を図ることができないという状況には必ずしもないとされた。

- また、「社会保障・税番号大綱」においては、医療等分野の個別法の検討は、「社会保障分野サブワーキンググループ」での議論を踏まえ、内閣官房と連携しつつ、厚生労働省において行うこととされている。
- 医療等分野の個別法については、番号制度を踏まえた医療機関等の関係機関間での情報連携のあり方とともに、現行のガイドラインも踏まえた個人情報保護のあり方の検討も必要であることから、「医療機関等における個人情報保護のあり方に関する検討会」（別紙１）と「社会保障サブワーキンググループ」（別紙２）との合同開催により、検討を行う。
- なお、法の実施に際しては、医療等現場に即した執行指針が必要となるため、「医療情報ネットワーク基盤検討会」（別紙３）において、ガイドラインを策定する。

※ 検討体制イメージ



社会保障分野サブワーキンググループの開催について

1 目 的

医療・介護・年金等の社会保障分野は、自己の情報の入手・活用等に関して国民の期待が高い一方で、機微性の高い情報を含むものであるため、新しい制度の設計においても、情報連携や個人情報保護の枠組みに関して、技術・制度の両面にわたり、特段の措置を講ずることが必要と考えられる。

そこで、社会保障・税に関わる番号制度と国民ID制度に関する共同の検討の場として設置された、個人情報保護ワーキンググループ（以下「個人情報保護WG」という。）及び情報連携基盤技術ワーキンググループ（以下「技術WG」という。）における議論を踏まえ、社会保障分野における適用について検討を行うため、両WGの下に社会保障分野サブワーキンググループ（以下「本SWG」という。）を開催する。

2 検討事項等

本SWGは、個人情報保護WG及び技術WGと連携し、両WGにおける議論と並行して以下の事項について検討し、その結果及び活動状況について両WGに報告することとする。

- (1) 社会保障分野における情報連携の共通基盤の活用
- (2) 社会保障分野における番号及び情報連携のあり方
- (3) 社会保障分野における個人情報保護等に関する特段の措置等

3 構成及び運営

- (1) 本SWGは、峰崎内閣官房参与の主宰するWGとして設置する。
- (2) 本SWGの構成員は別紙のとおりとする。
- (3) 本SWGに座長及び座長代理を置く。
- (4) 本SWGの座長及び座長代理は峰崎内閣官房参与の指名により定める。
- (5) 本SWGは、必要があると認めるときは、構成員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。
- (6) その他、本SWGの運営に関し必要な事項は、座長が定めるところによる。
- (7) 本SWGの庶務は、内閣官房社会保障改革担当室及び情報通信技術（IT）担当室の協力を得て、厚生労働省政策統括官付情報政策担当参事官室が各府省と連携して行う。

社会保障分野サブワーキンググループ構成員名簿
(敬称略、五十音順)

いしかわ	ひろみ	日本医師会 常任理事
稲垣	恵正	健康保険組合連合会 理事
おだ	としろう	日本薬剤師会 常務理事
◎金子	いくよう	慶應義塾大学大学院政策・メディア研究科教授
ごとう	しょうじ	三鷹市企画部地域情報化担当部長
こまむら	こうへい	慶應義塾大学経済学部教授
さとう	よしひろ	日本ヒューレット・パカード(株) 個人情報保護対策室室長
すずき	まさとも	新潟大学法科大学院教授
たかはし	ひろし	国際医療福祉大学大学院教授(日本福祉介護情報学会代表理事)
たかやま	のりゆき	一橋大学名誉教授
とみやま	まさし	日本歯科医師会 常務理事
ひぐち	のりお	東京大学大学院法学政治学研究科教授
まつもと	やすし	セコム(株)IS研究所基盤技術ディビジョン認証基盤グループグループリーダー
○山本	りゅういち	東京大学大学院情報学環准教授

◎については、座長

○については、座長代理

「医療機関等における個人情報保護のあり方に関する検討会」について

平成24年4月

政策統括官（社会保障担当）付

情報政策担当参事官室

1 開催の趣旨等

- 個人情報保護法では、「特にその適正な取扱いの厳格な実施を確保する必要がある個人情報については、保護のための格別の措置が講じられるよう必要な法制上の措置その他の措置を講ずるものとする」とされている。医療分野については、平成16年に閣議決定された「個人情報の保護に関する基本方針」でも、特に適正な取扱いを確保すべき個別分野の一つとされている。
- これらを踏まえ、この検討会では、個別法の必要性も含め、医療機関等での個人情報保護のあり方について幅広く検討を行い、平成16年12月24日「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を策定した。
- その後、政府では「社会保障・税に関わる番号制度」の導入に向けた検討を進めているが、医療等分野でも、医療機関等の関係機関間での地域連携や、公衆衛生・医療水準の向上に資する医学研究等が推進されるような情報連携のためには、相当の長期にわたり個人を識別できる基盤が望まれる。
- 一方、医療等分野では、一般的に、機微性の高いと考えられる情報を扱うことになるため、極度に個人の識別性が向上した状況下では、現行の個人情報保護法で十分な措置といえるかなどについて、検討を行うことが必要である。
- このため、医療等分野の個人情報保護のあり方について、厳格な情報保護措置を図りつつも、必要な利活用が適切に行えるようにするための法制の検討を行うこととする。

2 検討事項

- ・ 個人情報保護法第6条に基づく医療等分野における個別法のあり方

3 検討会の位置づけ等

政策統括官（社会保障担当）による検討会

（検討会の庶務は、関係各局・各課の協力を得て政策統括官（社会保障）付情報政策担当参事官室で行う。）

4 検討会のメンバー

別紙のとおり

(別紙)

医療機関等における個人情報保護のあり方に関する検討会
委員名簿

石川 広己	日本医師会常任理事
岩渕 勝好	東北福祉大学教授
宇賀 克也	東京大学大学院法学政治学研究科教授
大道 久	社会保険横浜中央病院長
○ 大山 永昭	東京工業大学情報工学研究施設教授
小田 利郎	日本薬剤師会常務理事
小森 直之	日本医療法人協会常務理事
高橋 紘士	国際医療福祉大学大学院教授
寺野 彰	日本私立医科大学協会副会長
富山 雅史	日本歯科医師会常務理事
◎ 樋口 範雄	東京大学大学院法学政治学研究科教授
福井 トシ子	日本看護協会常任理事
山口 育子	NPO法人ささえあい医療人権センターCOML理事長

(◎ : 座長、○ : 座長代理)

平成24年4月

医療情報ネットワーク基盤検討会開催要領

1. 背景

- 近年、進みつつある医療分野での情報化により、業務の効率化や、安全性の向上が期待されているところであり、今後もより一層その充実が求められている。
- 一方、これまでの医療機関等の情報化、それに伴う機関間の情報連携や国民の健康情報に対する意識の変化に伴い、個人自らが医療情報を閲覧・収集・提示することによって、自らの健康増進へ役立てたいという要請が生じてきている。
- そのため、これらに対応した情報基盤整備の必要性が高まっていると共に、医療情報の安全管理の側面から、医療機関や医療従事者等に対して技術や制度の変化に対応した管理指針などが必要となってきた。

以上を踏まえ、適切な医療分野の情報基盤構築のために、以下に掲げる事項を検討する。

2. 検討事項

- 医療分野における電子化された情報管理の在り方に関する事項
- 個人が自らの医療情報を管理・活用するための方策等に関する事項等

3. 構成員

別紙のとおり

4. 会議の位置付け

厚生労働省政策統括官（社会保障担当）が必要に応じて検討会を召集し、必要に応じて作業班を設置する等、効率的に検討を進めることとする。

本会議の庶務は厚生労働省政策統括官付情報政策担当参事官室が行うこととする。

医療情報ネットワーク基盤検討会構成員

あんどう 安藤	ゆたか 裕	放射線医学総合研究所重粒子医科学センター病院病院長
いしかわ 石川	ひろみ 広己	日本医師会常任理事
おおやま ○大山	ながあき 永昭	東京工業大学像情報工学研究施設教授
かわはら 河原	かずお 和夫	東京医科歯科大学大学院政策科学分野教授
きた 喜多	こういち 紘一	保健医療福祉情報安全管理適合性評価協会理事長
しょうもと 庄本	こうじ 幸司	日本製薬工業会医薬品評価委員会電子化情報部会長
つちや 土屋	ふみと 文人	日本薬剤師会副会長
とみた 富田	しげる 茂	保健医療福祉情報システム工業会運営会議議長
とみやま 富山	まさし 雅史	日本歯科医師会常務理事
ひぐち 樋口	のりお 範雄	東京大学大学院法学政治学研究科教授
ふくい 福井	トシ子 ^こ	日本看護協会常任理事
みたに 三谷	ひろあき 博明	日本インターネット医療協議会事務局長
みなみ 南	まさご 砂	読売新聞東京本社編集局医療情報部長
やの 矢野	かずひろ 一博	日本医師会総合政策研究機構主任研究員
やまもと 山本	りゅういち 隆一	東京大学大学院情報学環准教授
よしむら 吉村	ひとし 仁	日本画像医療システム工業会医用画像システム部会長

(五十音順：敬称略)

※ ○は座長

「行政手続における特定の個人を識別するための
番号の利用等に関する法律案」関係資料

- マイナンバー法により、より公平な社会保障制度の基盤となる「社会保障・税番号制度」を導入する。
- これにより、国民の給付と負担の公平性、明確性を確保するとともに、国民の利便性の更なる向上を図ることが可能となるほか、行政の効率化・スリム化に資する効果が期待できる。

個人番号(マイナンバー)

- 市町村長は、法定受託事務として、住民票コードを変換して得られるマイナンバーを定め、書面により本人に通知。盗用、漏洩等の被害を受けた場合等に関し変更可。中長期在留者、特別永住者等の外国人住民も対象。
- マイナンバーの利用範囲を法律に規定。具体的には、①国・地方の機関での社会保障分野の事務、国税・地方税の賦課徴収及び防災等に係る事務での利用、②当該事務に係る申請・届出等を行う者（代理人・受託者を含む。）が事務処理上必要な範囲での利用、③災害時の金融機関での利用に限定。
- マイナンバー法に規定する場合を除き、他人にマイナンバーの提供を求めることは禁止。本人からマイナンバーの提供を受ける場合、個人番号カードの提示を受ける等の本人確認を行う必要。

個人情報保護

- マイナンバー法の規定によるものを除き、特定個人情報（マイナンバー付きの個人情報）の収集・保管、特定個人情報ファイルの作成を禁止。
- 特定個人情報の提供は原則禁止。ただし、行政機関等は情報提供ネットワークシステムでの情報提供などマイナンバー法に規定するものに限り可能。
- 情報提供ネットワークシステムでの情報提供を行う際の連携キーとしてマイナンバーを用いないなど、個人情報の一元管理ができない仕組みを構築。
- 国民が自宅のパソコンから情報提供等の記録を確認できる仕組み（マイ・ポータル）の提供、特定個人情報保護評価の実施、個人番号情報保護委員会の設置、罰則の強化など、十分な個人情報保護策を講じる。

法人番号

- 国税庁長官は、法人等に法人番号を通知。法人番号は原則公表。民間での自由な利用も可。

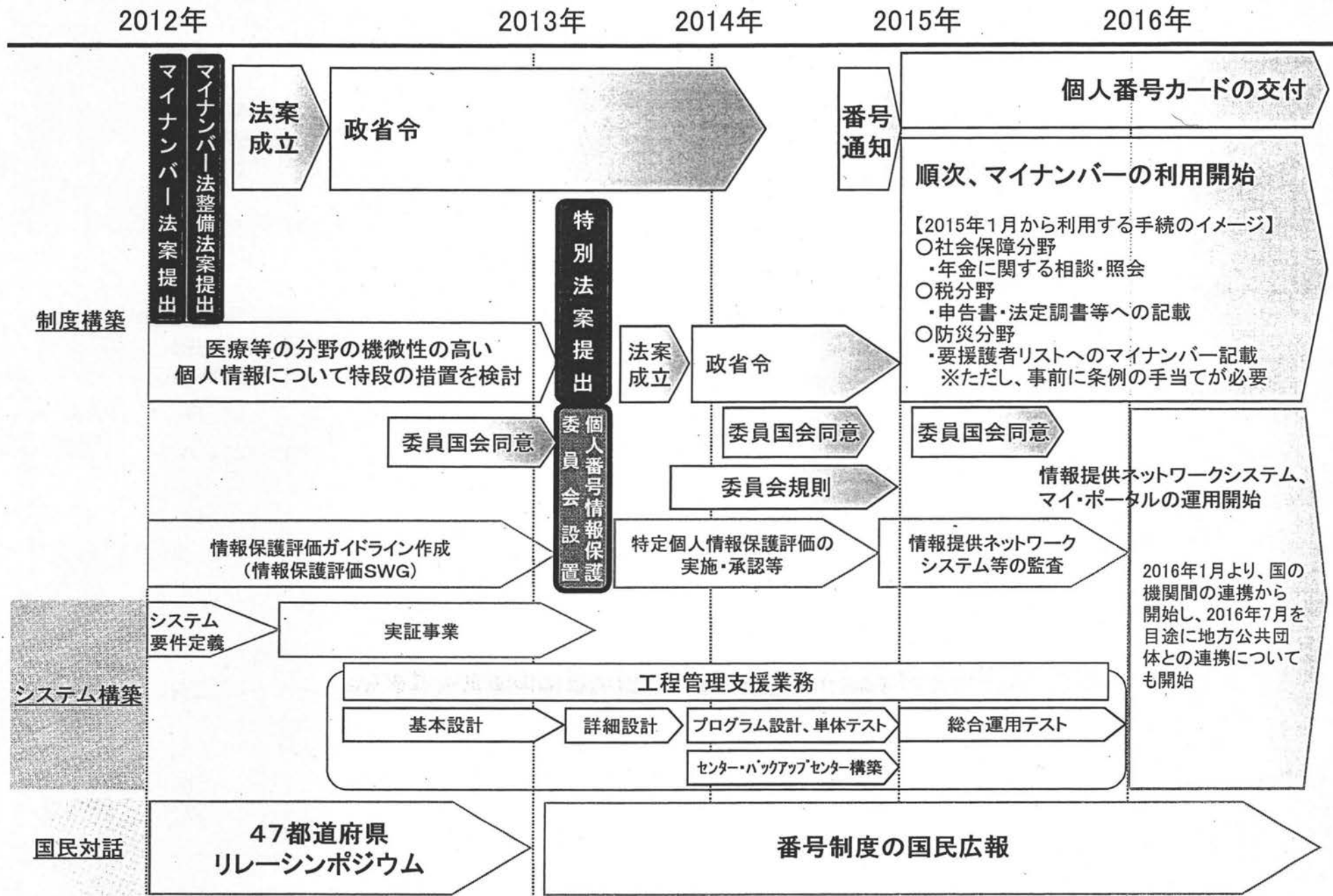
個人番号カード

- 市町村長は、住民からの申請により、顔写真付きの個人番号カードを交付。

マイナンバーの主な利用範囲

⇒社会保障、税、防災分野等の事務で利用

社会保障分野	年金分野	⇒年金の資格取得・確認、給付を受ける際に利用。 ○国民年金法、厚生年金保険法による年金である給付の支給に関する事務 ○国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法、私立学校教職員共済法による年金である給付の支給に関する事務 ○確定給付企業年金法、確定拠出年金法による給付の支給に関する事務 ○独立行政法人農業者年金基金法による農業者年金事業の給付の支給に関する事務 等
	労働分野	⇒雇用保険等の資格取得・確認、給付を受ける際に利用。ハローワーク等の事務等に利用。 ○雇用保険法による失業等給付の支給、雇用安定事業、能力開発事業の実施に関する事務 ○労働者災害補償保険法による保険給付の支給、社会復帰促進等事業の実施に関する事務 等
	福祉・医療・その他分野	⇒医療保険等の保険料徴収等の医療保険者における手続、福祉分野の給付、生活保護の実施等低所得者対策の事務等に利用。 ○児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務 ○母子及び寡婦福祉法による資金の貸付け、母子家庭自立支援給付金の支給に関する事務 ○障害者自立支援法による自立支援給付の支給に関する事務 ○特別児童扶養手当法による特別児童扶養手当等の支給に関する事務 ○生活保護法による保護の決定、実施に関する事務 ○介護保険法による保険給付の支給、保険料の徴収に関する事務 ○健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の支給、保険料の徴収に関する事務 ○日本学生支援機構法による学資の貸与に関する事務 ○公営住宅法による公営住宅、改良住宅の管理に関する事務 等
	税分野	⇒国民が税務当局に提出する確定申告書、届出書、調書等に記載。当局の内部事務等に利用。
	防災分野	⇒被災者生活再建支援金の支給に関する事務その他地方公共団体の条例で定める事務等に利用。



社会保障・税番号大綱（抄）

（平成23年6月30日 政府与党社会保障改革検討本部決定）

第4 情報の機微性に応じた特段の措置

社会保障分野、特に医療分野等において取り扱われる情報には、個人の生命・身体・健康等に関わる情報をはじめ、特に機微性の高い情報が含まれていることから、個人情報保護法成立の際、特に個人情報の漏洩が深刻なプライバシー侵害につながる危険性があるとして医療分野等の個別法を検討することが衆参両院で付帯決議されている。

今般、番号制度の導入に当たり、番号法において「番号」に係る個人情報の取扱いについて、個人情報保護法より厳格な取扱いを求めることから、医療分野等において番号制度の利便性を高め国民に安心して活用してもらうため、医療分野等の特に機微性の高い医療情報等の取扱いに関し、個人情報保護法又は番号法の特別法として、その機微性や情報の特性に配慮した特段の措置を定める法制を番号法と併せて整備する。なお、法案の作成は、社会保障分野サブワーキンググループでの議論を踏まえ、内閣官房と連携しつつ、厚生労働省において行う。

医療等分野における番号制度の活用例

資料2-4

今回のマイナンバー法案の対象としているもの

【所得証明書等の添付が省略される手続の例】

- ・高額療養費等の決定、高額医療・高額介護合算制度に関する手続

【異なる制度間で給付調整等をより確実に行うことができる手続の例】

- ・高額医療・高額介護合算制度における保険者等の関係機関間での給付状況の把握
- ・傷病手当金の支給申請者に関する障害厚生年金等の給付状況の確認

医療等分野における個別法の検討を踏まえ今後検討を行うもの（「社会保障・税番号大綱」より抜粋）

【医療機関における保険資格の確認】

医療機関におけるオンラインでの医療保険資格の確認により、レセプトへの資格情報の転記ミスや保険者の異動情報が確認できないこと等により生じている医療費の過誤調整事務の軽減。

【医療・介護等のサービスの質の向上等に資するもの】

- ① 転居した場合であっても、継続的に健診情報・予防接種履歴が確認できるようになる。
- ② 行政機関において、乳幼児健診履歴等について、継続的に把握できるようになり、児童虐待等の早期発見に資する。
- ③ 難病等の医学研究等において、継続的で正しいデータの蓄積が可能となる。
- ④ 地域がん登録等において患者の予後の追跡が容易となる。
- ⑤ 介護保険の被保険者が市町村を異動した場合において異動元での認定状況、介護情報の閲覧が可能となる。
- ⑥ 医療機関と行政機関等との情報連携を進めることにより、各種行政手続等において本人に求めている診断書の添付が不要となる。
- ⑦ 保険証機能を券面に「番号」を記載した1枚のICカードに一元化し、ICカードの提示により、年金手帳、医療保険証、介護保険証等を提示したものとみなすこととすることで、利用者の利便性の向上を図ることができる。

医療等分野の個人情報保護関係資料

個人情報保護法が求める分野別の措置

○ 個人情報保護法（平成十五年法律第五十七号）

（法制上の措置等）

第六条 政府は、個人情報の性質及び利用方法にかんがみ、個人の権利利益の一層の保護を図るため特にその適正な取扱いの厳格な実施を確保する必要がある個人情報について、保護のための格別の措置が講じられるよう必要な法制上の措置その他の措置を講ずるものとする。

（地方公共団体等への支援）

第八条 国は、地方公共団体が策定し、又は実施する個人情報の保護に関する施策及び国民又は事業者等が個人情報の適正な取扱いの確保に関して行う活動を支援するため、情報の提供、事業者等が講ずべき措置の適切かつ有効な実施を図るための指針の策定その他の必要な措置を講ずるものとする。

個人情報保護法成立時における附帯決議（抄）

○ 衆議院 個人情報の保護に関する特別委員会（平成15年4月25日）

五 医療、金融・信用、情報通信等、国民から高いレベルでの個人情報の保護が求められている分野について、特に適正な取扱いの厳格な実施を確保する必要がある個人情報を保護するための個別法を早急に検討すること。

○ 参議院 個人情報の保護に関する特別委員会（平成15年5月21日）

五 医療（遺伝子治療等先端医療技術の確立のため国民の協力が不可欠な分野についての研究・開発・利用を含む）、金融・信用、情報通信等、国民から高いレベルでの個人情報の保護が求められている分野について、特に適正な取扱いの厳格な実施を確保する必要がある個人情報を保護するための個別法を早急に検討し、本法の全面施行時には少なくとも一定の具体的結論を得ること。

個人情報の保護に関する基本方針（抄）
（平成 16 年 4 月 2 日 閣議決定）

2 国が講ずべき個人情報の保護のための措置に関する事項

(3) 分野ごとの個人情報の保護の推進に関する方針

- ② 特に適正な取扱いを確保すべき個別分野において講ずべき施策 個人情報の性質や利用方法等から特に適正な取扱いの厳格な実施を確保する必要がある分野については、各省庁において、個人情報を保護するための格別の措置を各分野（医療、金融・信用、情報通信等）ごとに講じるものとする。

医療機関等における個人情報の保護に係る当面の取組について

平成16年12月24日

医療機関等における個人情報保護のあり方に関する検討会

はじめに

本検討会は、個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という。）の全面施行に向け、医療機関等における個人情報保護のあり方を検討するため、本年6月に設置され、12月までに9回にわたり議論を行ってきた。

検討会においては、個人情報保護法に定める義務等を医療・介護関係事業者が遵守していくに当たっての内容等を定めた「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン（案）」（以下「ガイドライン（案）」という。）について議論を行うとともに、個別法の必要性を含めた法制上の措置その他の措置のあり方について検討を行ってきた。

以上の経緯をふまえて、平成17年4月の個人情報保護法の全面施行に際しての医療機関等における当面の取組方針について、以下のように取りまとめを行うものである。

1 個人情報保護法等における医療分野の個人情報の位置付け

個人情報保護法において、政府は、個人の権利利益の一層の保護を図るため特にその適正な取扱いの厳格な実施を確保する必要がある個人情報について、保護のための格別の措置が講じられるよう必要な法制上の措置その他の措置を講ずるものとされている（個人情報保護法第6条第3項）。

医療分野については、「個人情報の保護に関する基本方針（平成16年4月2日閣議決定）」（以下「基本方針」という。）において、金融・信用や情報通信等と並んで、「個人情報の性質や利用方法等から特に適正な取扱いの厳格な実施を確保する必要がある分野」の一つと位置付けられている。

また、個人情報保護法案が審議された衆参両院の個人情報の保護に関する特別委員会の附帯決議（以下「個人情報保護法附帯決議」という。）において、医療分野は、国民から高いレベルでの個人情報の保護が求められる分野の一つとして、個人情報を保護するための個別法を早急に検討し、個人情報保護法の全面施行時には少なくとも一定の具体的結論を得ることとされている。

2 医療機関等における個人情報の取扱いに係る課題

医療分野の個人情報が、基本方針等において、特に適正な取扱いの厳格な実施を確保する必要があるとされ、いわゆる個人情報保護法第6条第3項措置の検討が求められている具体的な理由については、概ね以下のとおりと考えられる。

(1) 安全管理に関する問題

医療分野に関する個人情報の漏えいや不当な利用などにより、個人の権利利益が侵害された場合には、他の分野の情報に比べ、被害者の苦痛や権利回復の困難さが大きいことから、安全管理のための格別の措置が必要と考えられること。

(2) 自己情報のコントロールに関する問題

患者の自己決定権のもと、患者自らが主体となって判断し、医療を受けることができるようにしていくためには、患者の医療に関する個人情報の自己情報コントロールについて、格別の措置が必要と考えられること。

一方で、医療分野の情報は、公衆衛生などその利用の意義が大きい点や、患者への配慮のない開示により逆に患者に不利益になる場合もありうるなど、他の分野にない特性を有することから、特別な配慮を必要とする場合があると考えられること。

(3) 死者の情報

個人情報保護法は、生存する個人に関する情報について適用されるものであるが、医療分野においては、医療は死と向き合う分野であり、死者の情報についても安全管理や開示に配慮する必要があるため、死者の情報について他の分野の情報とは異なる格別の措置が必要と考えられること。

3 医療機関等における個人情報の取扱いの現状

2に記した各論点について、既に行われている法制上の措置その他の措置の現状について整理すると、以下の【既に行われている措置】に記載するとおり一定の取組が進められているところであるが、その上で、検討会において、ガイドライン(案)に盛り込むべき内容について議論し、医療分野については、以下の【ガイドライン(案)に特別に盛り込んだ措置】に記載するとおり、個人情報保護法の定める内容以上の取組もガイドライン(案)に盛り込むこととしたところである。

(1) 安全管理に関する問題について

【既に行われている措置】

① 刑法、各資格法等による守秘義務の規定

- 医療関係の資格者については、刑法第134条のほか保健師助産師看護師法第42条の2等に、罰則付きの守秘義務の規定が置かれている。また、不妊手術、精神保健、感染症など、その業務の内容によっては、それぞれの関係法律に、資格者でない職員についても罰則付きの守秘義務の規定が置かれている。
- 一般の医療機関等の職員についても、医療法第15条や薬事法第9条で、管理者に対し、従業者に対する監督義務を規定しており、個人情報保護法第21条（従業者の監督）とあいまって、管理者を通じた、個人データを取り扱う従業員への監督がなされることとなる。
- 上に記した刑法等に定める守秘義務規定や従業者に対する監督の規定は、その者が従事する事業所が取り扱う個人情報の量を問わず適用される。
- 個人情報保護法に基づく具体的な取組として、ガイドライン（案）においては、管理者（個人情報取扱事業者）は、従業者に対し、雇用契約や就業規則で退職後も含めた守秘義務を課すとともに、教育研修を行うこと等を定めている。

② 個人情報保護法に基づく安全管理措置及び委託先の監督

- 医療機関等は、取り扱う個人データの漏えいの防止等のため、必要かつ適切な安全管理措置を講ずること、また、取扱いを委託する場合には、委託を受けた者に対し必要かつ適切な監督を行わなければならないこととされている（個人情報保護法第20条及び第22条）。なお、講ずるべき措置内容については、医療分野に即して、ガイドライン（案）に具体的に示されている。

【ガイドライン（案）に特別に盛り込んだ措置】

③ 小規模事業者への適用

- 個人情報保護法は、取り扱う個人情報の数が5000件以下の小規模事業者に対しては、法に基づく個人情報取扱事業者としての義務等を課していないが、患者等からみれば、事業者の規模等によらず良質かつ適切なサービスの提供が期待されること、また、どの事業者が小規模事業者に該当するかわかりにくいこと等の指摘がある。このことを踏まえ、ガイドライン（案）においては、個人情報保護法上の義務を負わない小規模の事業者にも、これを遵守する努力を求めており、これにより、小規模事業者についても、従業者の監督や安全管理措置、委託者の監督についての遵守努力が求められている。

(2) 自己情報のコントロールに関する問題について

【既に行われている措置】

① 診療録等の開示

- 個人情報保護法第25条では、医療機関等は、本人から診療情報の開示を求められた場合、遅滞なく書面の交付等の方法により開示を行うこととされている。(同条第1項各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができる。)
- 平成15年9月に定められた「診療情報の提供等に関する指針」に基づき、インフォームドコンセントの理念等を踏まえ、医療従事者と患者等とのより良い信頼関係を構築することを目的とした診療情報提供の取組が既に開始されている。なお、この指針に定められている内容は、個人情報保護法第25条と整合しており、ガイドライン(案)においては、患者等からの求めにより個人情報である診療情報を開示する場合は、同指針の内容にも配慮する必要があるとされ、また、同指針においては、医療分野の情報の特性を踏まえ、開示の際には、担当の医師等が説明を行う等の対応が望ましいとされている。

② 開示・不開示の判断の妥当性の客観的評価

- 個人情報保護法による開示であれ、「診療情報の提供等に関する指針」による診療記録の開示であれ、一定の事由に該当する場合には、診療情報の全部又は一部を提供しないことができるとされている。医療従事者によるこの判断の妥当性が客観的に評価されうる仕組みが必要との指摘があるが、同指針においては、「開示の可否については医療機関内に設置する検討委員会で検討した上で決定すること」、「文書で理由を示すこと」、「苦情処理の体制についても併せて説明すること」を定めている。
- また、個人情報保護法により、医療機関等は個人情報の取扱いに関する苦情に適切かつ迅速に対応する責務を有し、そのために必要な体制の整備に努めなければならないとされている。加えて、厚生労働大臣の認定を受けた認定個人情報保護団体は、対象事業者である医療機関等の個人情報の取扱いに関する苦情があった場合は、その相談に応じることとされており、また、地方公共団体は苦情のあっせん等を行うこととされている。
- さらに、同法により、厚生労働大臣は、必要に応じ、医療機関等に対し、個人情報の取扱いに関する報告をさせ、必要な助言をすることができ、医療機関等が法令に違反した場合で、個人の権利利益を保護するため必要があると認めるときは、医療機関等に対し、当該違反行為の中止その他違反を是正するために必要な措置をとるべき旨の勧告、命令を行うことができるとされている。

- 医療情報についても適用される個人情報保護法にこうした規定が設けられていることにより、医療機関等の不開示の判断の客観的妥当性に疑義がある場合には、第三者による判断とこれを通じた救済を求めることができる仕組みが設けられることになる。

③ 保有個人データの訂正や利用停止等

- 個人情報保護法により、本人から、内容が事実でないという理由によって、保有個人データの内容の訂正、追加又は削除を求められたときは、必要な調査を行い、その結果に基づき訂正等を行わなければならないこととされている。
- また、個人データの改ざんに関する個人情報保護法に基づく具体的措置として、ガイドライン（案）においては、保有個人データを不当に改ざんしてはならないことを明記するとともに、入退室の管理やアクセスの管理など物理的あるいは技術的な安全管理措置を講ずることが必要であることも記載し、改ざん行為の防止を求めている。

（３）死者の情報について（遺族への開示、死者の情報の保護）

【既に行われている措置】

- 「診療情報の提供等に関する指針」においては、患者が死亡した際には遅滞なく、遺族に対して、死亡に至るまでの診療経過、死亡原因等についての診療情報を提供しなければならない、と定めており、遺族に対する診療情報の提供が既に取り組まれている。

【ガイドライン（案）に特別に盛り込んだ措置】

- 個人情報保護法は、生存する個人に関する情報について適用されるものであるが、ガイドライン（案）においては、同法の整理を前提としつつ、
 - 1) 遺族への診療情報の開示については、「診療情報の提供等に関する指針」において定められている手続に従い、同指針の規定により遺族に対して診療情報の提供を行うものと整理している。
 - 2) 患者等が死亡した後においても、その情報を保存している場合には、漏えい等の防止のため、生存する個人の情報と同等の安全管理措置を講ずるべきものと定めている。

4 医療機関等における個人情報保護に係る措置のあり方の議論について

検討会においては、3に記した現状（ガイドライン（案）に特別に盛り込むこととした措置を含む。）を踏まえ、医療機関等における個人情報保護に係る措置のあり方について議論を行った。

議論の中で、小規模のものを含めた医療機関等に個人情報の取扱いを周知する観点からは、個人情報保護法及びそのガイドライン（案）、刑法、各資格法に定められた守秘義務等を分かりやすく示すべきとの意見があった。

また、現在、関係の学会等において、診療録の標準化への取組が進められており、これらの取組を阻害しないような配慮が必要との意見があった。

さらに、医療従事者は高いモラルを有しており、刑法等の規定もあいまって、これまで医療従事者自体による個人情報の不適切な取扱いに基づく漏えいや不当な利用は少ないのではないかと考えられることや、個人情報保護法の全面施行により、医療機関等は原則として同法の対象となることから、同法が適用されることを踏まえた各医療機関等による一層の取組が期待されるとの指摘があった。

各医療機関等においては、「診療情報の提供等に関する指針」に基づく情報提供への取組が緒についたところであり、今後、厚生労働省において、個人情報保護法の施行状況等も適宜把握し、その評価を行った上で、さらに必要と考えられる措置について検討を行うことが適切ではないかとの指摘があった。

まとめ

医療機関等における個人情報保護のための措置としては、個人情報保護法、同法第6条第3項措置の内容も含んで作成されたガイドライン（案）、刑法及び各資格法等に定められた守秘義務規定並びに「診療情報の提供等に関する指針」が適用されることとなり、医療分野の個人情報については、他の分野に比べ手厚い保護のための格別の措置が講じられることになることから、現段階においては、個人情報保護法の全面施行に際し、これらの措置に加えて個別法がなければ十分な保護を図ることができないという状況には必ずしもないと思われる。

平成17年4月からの個人情報保護法の全面施行に当たっては、これらの法律やガイドライン（案）等に基づく措置が的確になされるような取組が行われることがまず重要である。厚生労働省においては、本検討会の議論を踏まえ作成したガイドライン（案）について、所要の手続を行った後、広く周知を図ることが必要であり、また、各医療機関等においては、新たに施行される個人情報保護法、ガイドライン（案）及び「診療情報の提供等に関する指針」の内容を十分理解し、その遵守に最大限努力することが求められる。

なお、個人情報保護法附帯決議において、政府は、法の全面施行後3年を目途として、法の施行状況等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずることとされていることを踏まえ、厚生労働省においては、政府全体の検討に合わせ、医療機関等の法施行後の取組について、個人情報の適正な取扱いの厳格な実施が確保されているかについて評価・検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずることが必要である。

医療等分野の個別法の検討にあたっての論点案

論点 1 医療等分野の個別法の必要性についてどのように考えるか

(1) 個別法の必要性

現在、政府では「社会保障・税番号制度」の導入の検討が進められており、これにより行政機関等における情報連携のための基盤が整備されることが予定されているが、医療機関等の情報連携は対象とされていない。

また、医療等分野においては、IT化・ネットワーク化が進展しているが、地域連携や医学研究等のさらなる推進には、情報連携のために相当の長期にわたり個人を識別できる基盤が望まれる。

このため、医療等分野の情報を一層有効活用するために、医療等分野における効率的で安全な情報連携の方策を定めるとともに、患者等と医療等サービス、提供側の相互を保護する法制が必要ではないか。

(2) 個別法により推進されること

①医療機関等の役割分担と連携を通じた切れ目ないサービス提供

- ・急性期を始めとした医療機能の強化
- ・病院・病床機能の役割分担・連携の推進
- ・在宅医療の充実 等

②公衆衛生や医療水準の向上に資する医学研究等のより一層の推進

- ・レセプト・健診データの活用
- ・地域がん登録や難病研究等に資するデータの蓄積・活用の促進 等

③医療保険者機能の強化

- ・地域の医療費等分析
- ・保健指導の効果的な推進
- ・医療の利用に関する情報提供 等

④国民全てを漏れなくカバーするための皆保険制度の効果的運営

- ・保険資格の取得・喪失事務の効果的・効率的運営
- ・オンライン資格確認の実現 等

(3) 個別法において措置すべき事項

医療等分野における効率的で安全な情報連携の手段を確立する。

一方で、患者等に対するプライバシー保護措置を厳格化する。

かつ、医療等サービス提供側が法的リスクに対して萎縮することがないように措置する。

論点2 個別法の法的枠組みについてどのように考えるか

- ・患者等の権利と医療等サービス提供側が負うべき義務はどのようなものか（医療等情報の検討に必要なものを中心に）
- ・患者等が権利を主張する上で負うべき責務はどのようなものか（医療等情報の検討に必要なものを中心に）
- ・IT化・ネットワーク化の進展、番号制度の検討等を踏まえ、医療等の情報に関する患者等の権利を確保するために、どのような環境整備が必要か 等

論点3 医療等分野における効率的で安全に情報を取得し利活用することを可能にする法的・技術的仕組みはどのようなものか

- ・公益目的の情報の取得・利活用を促進するための本人同意のあり方についてどのように考えるか
- ・医療等に関する情報の目的外利用や第三者提供が医療等のために必要な場合の本人の同意のあり方についてどのように考えるか
- ・医療等に関する情報の開示や、本人等に対する情報提供のあり方についてどのように考えるか
- ・医療等分野の効率的で安全な情報連携を可能にするための基盤はどのようなものか
- ・利用目的と取得・活用を監査・検証・評価するためどのような方策が必要か 等

論点4 医療等分野の罰則のあり方と医療等サービス提供側の免責についてどのように考えるか

- ・医療等に関する情報の漏えい等に対する罰則はどうあるべきか
- ・情報取扱について規制が厳格化する中で、医療等サービス提供側が情報連携に委縮することがないようにするためにどのような措置が必要か
- ・公益目的や医療等サービス提供に必要な場合に情報漏えい等が合った場合の免責についてどう考えるか 等

論点5 個別法の位置づけ、適用範囲と履行確保についてどのように考えるか

- ・個人情報保護法及び番号法案との関係についてどのように考えるか
- ・国の行政機関、独立行政法人等に対する適用関係、地方公共団体の定める条例との適用関係はどうあるべきか
- ・学術研究等に対する適用はどうあるべきか
- ・個別法の適用範囲をどのように考えるか（「医療等に関する情報」をどう定めるか（死者の情報や介護等に関する情報等の取扱い）、「医療等に関する情報を取り扱う者」をどう定めるか（小規模事業者や情報処理関連事業者等の取扱い））
- ・個別法の履行確保のための勧告、命令等の仕組みはどうあるべきか 等

今後の検討の進め方について（案）

- | | | |
|----|---|---------------|
| 4月 | { | ・ フリーディスカッション |
| 5月 | | ・ 論点についての議論 |
| 6月 | | ・ 論点整理 |

7月 とりまとめに向けた議論

夏頃 とりまとめ（予定）